

特定相談支援事業・障害児相談支援事業の 申請手続について

令和8年4月1日改訂

杉並区保健福祉部 障害者施策課 指導担当

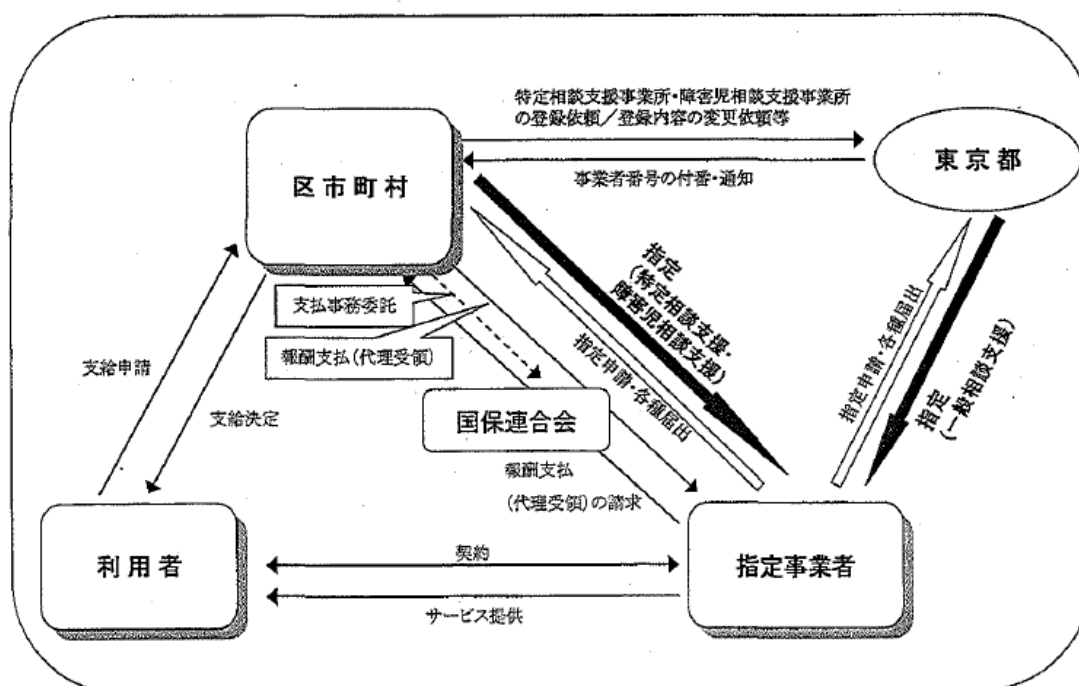
目 次

1	はじめに	P 2
2	杉並区における指定事務について	P 3
3	相談支援事業者の指定について	P 5
4	相談支援事業の人員及び運営に関する基準について	P 6
5	定款・登記事項証明書の表記について	P 9
6	相談支援専門員について	P10
7	その他（事業開始届、変更・廃止・休止・再開届、更新）	P15
	（参考）運営規程の例	P16

1 はじめに

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づきサービス等利用計画の作成を担う「特定相談支援事業」及び児童福祉法に基づき障害児支援利用計画の作成を担う「障害児相談支援事業」を提供する事業者は、事業所が所在する区市町村長の指定を受ける必要があります（障害者総合支援法施行規則第34条の59）。

【相談支援に係る事務処理の流れ】



2 杉並区における指定事務について

(1) 指定申請のスケジュール

- ・ 指定申請の申込みは毎月末に締切りとしています。
- ・ 原則として、申請書類が受理された月の3か月後の1日付けで指定を行います。

(申請スケジュール具体例)

6月	末日	・ 指定申請の締切
7月 ～ 8月		・ 指定基準（人員・運営基準）の杉並区審査 ・ 杉並区から東京都へ新規登録の依頼 ・ <u>東京都の事務処理（国保連登録、東京都の各種情報サービスへの登録など）＊約2か月半要します</u> ・ 東京都から杉並区へ相談支援事業所番号の連絡
9月	1日	・ 杉並区から事業所へ指定通知交付（郵送）

(2) 指定申請について

- ・ 指定申請は、「相談支援事業所（特定／障害児）の種類ごと」「事業所ごと」にさせていただきます。
- ・ 申請の際に必要な書類は、主として申請書及び添付資料です（申請書類一式をご覧ください）。

《申請書類の入手方法について》

1) 杉並区公式ホームページからダウンロードする。

トップページ > 障害のある方へ > の一まらいふ杉並
> 事業者の方へ（請求事務等）
> 特定相談支援事業・障害児相談支援事業の指定申請・変更等
> 申請手続きについて・申請書類一式

2) メールで入手する方法

メールアドレスをお教えいただければ、資料をお送りいたします。

3) 窓口で入手する方法

指導担当の窓口（**ウェルファーム杉並3階** 基幹相談支援センター内）で、申請書類一式（紙面）をお渡しします。必ず事前に電話で来庁日をお知らせください。

《申請書類の提出方法について》

申請の受付は、「杉並区保健福祉部 障害者施策課 指導担当（ウェルファーム杉並3階 基幹相談支援センター内）」の窓口で行います。必ず事前に電話でご予約の上、必要書類をお持ちいただき、窓口にお越しください。なお、郵送による指定申請書類の受付は行いません。

障害者施策課 指導担当 電話03（5335）7630

杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階 基幹相談支援センター内

(3) 受理・審査

- ・ 受付時に提出された申請書類の記載事項等に不備がなければ、基本的に提出を受け付けます。ただし、不備があった場合は再度、提出をお願いします。
- ・ 申請書を受理した後に、指定基準（人員、運営基準）を満たしているかどうか、具体的な審査を行います。
- ・ 審査の過程で不明な点等があった場合は、担当より事業者の方に確認等の問い合わせを行います。

(4) 指定の決定

- ・ 審査の結果、基準を満たすと判断された事業者は指定事業者として決定します。

(5) 事業所台帳への登録

- ・ 申請書類の情報を事業者台帳に登録します。申請者、事業所の名称及び所在地や事業所の従業者等の情報を管理すると共に、事業所番号の付番を東京都により行います。

(6) 指定の通知

- ・ 指定にあたっては、法人宛に区長印を押印した「指定通知書」を発行します。
- ・ 指定の有効期間は、原則として6年間です。有効期間が終了するまでの間に、更新の手続きを行う必要があります。（障害者総合支援法第51条の21、児童福祉法第24条の29）

なお、審査の結果、指定基準に達しなかった申請については、申請を却下します。指定基準を満たされずに申請が却下となった場合は、申請事業者に書面にて通知します。

(7) 公示

- ・ 指定した事業者については、次の項目について公示します。
指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び

主たる事務所の所在地

指定に係る事業所の名称及び所在地

指定等の年月日

指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類

事業の主たる対象者

事業所番号

その他、区長が別に定める事項

(8) 情報提供

杉並区が指定した事業者の情報については、下記のホームページに掲載し、情報の提供を行っています。

- ・「東京都障害者サービス情報」
- ・「の一まらいふ杉並」

(9) その他

- ・ 事業者の指定にかかる手数料等はありません。
- ・ 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者については、区市町村が指定を行うこととなりますが、指定した事業所のデータは、区市町村から東京都を通して国保連へ送付することとなります。

3 相談支援事業者の指定について

- (1) 指定の要件について（障害者総合支援法第36条・第51条の20、
児童福祉法第21条の5の15、第24条の28）

事業者の指定は、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 申請者が法人であること○ 事業所の指定基準を満たすこと○ 適正な事業の運営が見込めること |
|--|

を要件として、「相談支援事業の種類ごと」「事業所ごと」に行うことになります。指定を受けようとする事業者においては、これらの要件を満たしていただく必要があります。

- (2) 指定基準について（障害者総合支援法第51条の24、児童福祉法第24条の31）

主に、以下の2つの視点から、指定基準が定められています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 人員基準（従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準）○ 運営基準（サービス提供にあたって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項等、事業を実施する上で求められる運営上の基準） |
|---|

詳しくは以下の省令・通知により規定されています。

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)

注 別添の資料は古い名称の「障害者自立支援法・・・」のままで掲載しています。

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

注 別添の資料は古い名称の「障害者自立支援法・・・」のままで掲載しています。

- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)

- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(3) 報告等、勧告、命令、指定の取消し等について

都道府県知事または区市町村長は必要があると認めるときは、指定事業者に対して報告、提示を命じ、または検査等を行い、指定基準を満たしていない場合は、改善勧告、改善命令、指定取消し等の処分を行うことができます。(障害者総合支援法第51条の27・第51条の28・第51条の29、児童福祉法第24条の34・第24条の35・第24条の36)

4 相談支援事業の人員及び運営に関する基準について

①人員基準

○従業者

- ・ 専従の相談支援専門員(常勤・非常勤は問いません)を事業所ごとに必ず1人以上配置してください。

※ 「専従」とは原則として、サービス提供時間帯(当該事業所における勤務時間)を通じて当該障害福祉サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

- ・ 業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該相談支援事業所の他の職務、又は他の事業所・施設等の職務に従事することができます。

(例えば、サービス提供時間帯において、業務に支障がない場合は、当該相談支援事業所の管理者や、他の事業所・施設等の職務に従事することができる。)

- ・ 指定特定相談支援事業所と指定障害児相談支援事業所と指定一般相談支援事業所との業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合に認める。
- ・ 相談支援専門員は、障害者相談支援従事者初任者研修を受講していること、また研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに障害者相談支援従事者現任研修を1回以上受講していることが必要(詳しくはP10)

以降を参照)。

- ・相談支援専門員は、3年・5年・10年の実務経験が必要(詳しくはP12を参照)。

- ・他の事業所と兼務で相談支援専門員になる人については兼務する事業所を管轄する部署に兼務が可能かどうか確認する必要があります。

※ [例]居宅介護事業所のサービス提供責任者は常勤専従と位置付けられているため、相談支援事業所の相談支援専門員を兼務することはできない。

※ [例]都知事指定の通過型グループホームの世話人は常勤専従と位置付けられているため、相談支援事業所の相談支援専門員を兼務することはできない。

※ [例]サービス管理責任者については、相談支援事業所の相談支援専門員を兼務することはできないケースもあるので、指定を受けた部署に確認すること(兼務している職務に常勤加算があったり、いろいろなケースがある)。

○管理者

- ・専従の管理者を事業所ごとに配置してください。
- ・ただし、事業所の管理上、支障がない場合は当該相談事業所の他の職務又は他の事業所・施設等の職務に従事することができます。
- ・指定特定相談支援事業所の業務と指定障害児相談支援事業所の業務を兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとします。
- ・なお、管理者は、指定計画相談支援あるいは指定障害児相談支援の従業者である必要はありません。

②運営基準

○運営規程の定め

- 1) 事業の目的及び運営の方針
- 2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 3) 営業日及び営業時間
- 4) ・指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額
・指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額
- 5) 通常の事業の実施地域
- 6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - ア 虐待の防止に関する責任者の選定
 - イ 成年後見制度の利用支援
 - ウ 苦情解決体制の整備

エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
(研修方法や研修計画など)

8) その他運営に関する重要事項

(例示)

- ・従業者の研修について
- ・個人情報保護関係
- ・運営規程に定める事項以外の取り決め

9) 附則

- ・当該事業の施行日・・事業開始の日

※事業の主たる対象とする障害の種類の特定について

障害者総合支援法において、事業者は障害の種類に関わらず、利用者を受け入れることが基本とされています。

ただし、サービスの専門性を確保するため、やむを得ないと認められる場合においては対象とする障害の種類（主たる対象者）を特定して事業を実施することも可能とされています。（※「主たる対象者」の範囲については、障害種別によって特定しています。（身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者、難病等対象者））

なお、主たる対象者からサービスの利用申込があったときは正当な理由がなければサービス提供を拒否できませんが、主たる対象者以外の者からサービス利用の申込があった場合に事業者は、利用申込者に主たる対象者を定めている理由を説明した上、サービス提供を行うことが可能又は適当と認められるときには、サービス提供を行うことは差し支えありません。

○設備及び備品等

・事務室

事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。

なお、この場合に区分がされていなくても業務に支障がないときは、相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。

・受付等のスペースの確保

事務室又は事業を行うための区画については、利用申込みの受付・相談・サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者・障害児等が直接出入りできるなど利用しやすい構造とします。

他の事業所と同一敷地内とする場合、他の事業に支障がないか他の事業を管轄する部署に確認する必要があります。

・設備及び備品等

相談支援に必要な設備及び備品等を確保します。ただし、他の事業所・施設等と同一敷地内にある場合であって、相談支援の事業又は当該他の事業所・施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所・施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとします。

なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えありません。

③苦情解決

相談支援事業者は提供した相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければなりません。

④事故発生時の対応

相談支援事業者は利用者等に対する相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して行った処置について、記録しなければなりません。

相談支援事業者は、利用者等に対する相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなりません（損害賠償保険への事前の加入が望ましい）。

5 定款・登記事項証明書の表記について

別添 定款表記に基づき定款の表記をしてください。

- ・ 登記事項証明書にも定款と同じ実施する事業についての記載が必要となります。
- ・ 定款を変更するためには、所管官庁の認可等が必要となりますので、指定申請時までに変更の手続きを終了し、変更後の登記事項証明書の提出をしていただくことになります。

以下の記載例は法律に規定された事業名に従って記載する場合の例です。必ずしもこの文言に限定するものではありません。

(例) 「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業」

(例) 「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業」

※ なお、社会福祉法人等における定款表記内容及び手続き方法等については、各種法人所管課にお問い合わせください。下記に東京都が示す各種法人格におけるお問い合わせ先及び定款表記例を掲載いたします。

「社会福祉法人」

(定款表記例)「特定相談支援事業の経営」
「障害児相談支援事業の経営」

<問い合わせ先>

東京都福祉局指導監査部指導調整課
社会福祉法人担当 03-5320-4044

「医療法人」

事業名の後に、事業所名と住所の記載が必要です。

(定款表記例)「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業(事業所名・住所)」
「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業(事業所名・住所)」

<問い合わせ先>

東京都保健医療局医療政策部医療安全課
医療法人担当 03-5320-4426

「特定非営利活動法人」・「公益法人」

<問い合わせ先>

東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課
NPO 法人担当 03-5388-3095
公益法人担当 03-5320-6727

6 相談支援専門員について

○基本的な考え方

- ・相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、障害者相談支援従事者初任者研修の受講と実務経験(3年、5年、10年)を要件とします。

なお、相談支援専門員として業務を続けるには障害者相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度を初年度として、5年目の年度末までに障害者相談支援従事者現任研修を受講しなかった場合は、その年度の末日以降、相談支援専門員の資格は失効します。再び相談支援専門員の要件を満たすためには再度、都道府県の障害者相談支援従事者初任者研修を受講する必要があります。

○研修の受講

- ・実務経験を有する者は、都道府県の実施する相談支援従事者研修(初任者

研修（７日程度）を受講し、相談支援専門員になることができます。

※「相談支援従事者研修」についての詳細は、東京都心身障害者福祉センターのホームページ

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/index.html>) をご覧ください。

○指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの

(平成２４年３月３０日 厚生労働省告示第２２７号)

○指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの

(平成２４年３月３０日 厚生労働省告示第２２５号)

《相談支援専門員の要件となる実務経験》

※平成２４年３月３０日厚生労働省告示第２２７号の要約

「厚生労働大臣が定める実務経験」のうち

- ① 第１の期間が通算して３年以上である者
- ② 第２、第３、第５及び第６の期間が通算して５年以上である者
- ③ 第４の期間が通算して１０年以上である者
- ④ 第２から第６までの期間が通算して３年以上かつ第７の期間が通算して５年以上である者

※３年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が通算して３年以上あり、かつ当該業務に従事した日数が５４０日以上であること

「厚生労働大臣が定める実務経験」

第１ 平成１８年１０月１日において現にイ又はロに掲げる者が、平成１８年９月３０日までの間に、イ又はロに掲げる者として相談支援の業務（身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者

第２ イからロに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他こ

れに準ずる事業の従事者

- ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者
- ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- ニ 保険医療機関の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉主事任用資格者、ホームヘルパー養成研修２級課程相当の研修の修了者、第７に掲げる資格を有する者、又は第２のイからハに掲げる従事者及び従業者の期間が１年以上の者に該当する者）

第３ イからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等（※１）が、介護等の業務（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務）に従事した期間

- イ 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所寮、知的障害者福祉ホーム、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

第４ 第３のイからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

第５ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

第６ 特別支援学校、盲学校、聾学校及び養護学校その他これに準ずる機関において、障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

第７ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練師、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※1 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員初任者研修（訪問介護員2級以上）に相当する研修を修了した者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者

（参考）相談支援専門員の実務経験に関するQ&A

（問1）

相談支援専門員の実務経験について、相談支援専門員として配置される時点で満たしていればよく、研修受講時に満たしている必要はないということでしょうか。

（答え）

お見込みのとおり。

（問2）

相談支援専門員の要件となる実務経験に関して、社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて5年の実務経験があればよいのか。

（答え）

お見込みのとおり。社会福祉主事任用資格等の資格を取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要ということではない。

（問3）

相談支援専門員の要件となる実務経験に関して、児童指導員任用資格者か社会福祉主事任用資格者等とされているが、精神障害者社会復帰指導員任用資格者は含まれないのか。

（答え）

精神障害者社会復帰指導員任用資格者についても、「社会福祉主事任用資格者等」に含まれることとする。

（問4）

指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。

（答え）

現に勤務する施設等の長が、業務内容や勤務日数を証明する。過去に別の施設等に勤務した経験がある場合は、その施設等の長による証明書も併せて確認することとなる（ただし、現に勤務する施設等の長による証明のみで、実務経験を満たすことが明確

である場合は、この限りでない）。なお、過去に勤務した施設等が現存しない場合、出勤簿等別の記録により業務内容や勤務日数が確認できればよい。また、国家資格等を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しを添付すること。

(問5)

いわゆる小規模作業所の職員は、相談支援専門員の実務経験に含まれるか。

(答え)

公的な補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。この場合の実務経験は「直接支援」となる。

(問6)

実務経験に関して児童相談所以外の障害児関連施設における経験が実務経験として挙げられていないが、これら以外の施設による経験も実務経験と解してよいのか。

(答え)

実務経験となる障害児関連施設としては、児童相談所の他に知的障害児施設・肢体不自由児施設・重症心身障害児施設・重症心身障害児（者）通園事業を行う施設・児童デイサービスを行う施設等が含まれるものと解する。

(問7)

実務経験の対象となる機関、施設として老人福祉施設や児童相談所、市町村役場等が掲げられているが、これらに勤務する期間全てが実務経験としてカウントできるのか。

(答え)

掲げられている機関や施設において、次の業務に従事したとして所属長等の証明が可能である期間のみカウントできる。

（相談支援業務）身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

（直接支援業務）身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

7 その他

(1) 事業開始届について（障害者総合支援法第79条）

特定相談支援事業・障害児相談支援事業を開始する事業者は、区への指定申請の

ほか、東京都へ事業開始届の届出が必要となります。事業開始届関係の必要書類につきましては、下記、東京都ホームページ、「東京都障害者サービス情報」>「書式ライブラリー」に「E事業開始届（特定相談支援事業・障害児相談支援事業）」が掲載されています。

東京都障害者サービス情報・書式ライブラリー

<http://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspTop.php>

- (2) 変更・廃止・休止・再開届について（障害者総合支援法第51条の25・第79条第3項、児童福祉法第24条の32）

<変更>

指定事業者等は、厚生労働省令で定められている事項に変更があった時は、変更があった日から10日以内に変更届を提出する必要があります。

<廃止・休止>

指定事業者等は、事業を廃止又は休止する時は、廃止・休止の一か月前に廃止又は休止届出を提出する必要があります。

<再開>

指定事業者等は休止した事業を再開する場合は、変更後10日以内に再開届けの提出が必要です。

- (3) 更新について（障害者総合支援法第51条の21、児童福祉法第24条の29）

指定の有効期間は、原則として6年間です。有効期間が終了するまでの間に、更新の手続きを行う必要があります。

【参 考】

以下は指定特定相談支援事業所の運営規程の例です。実際の作成に関しては別添の障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準「厚生労働省令第二十八号」及び（解釈通知）障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について「障発0330第22号」を参照していただき事業所の実態に即した運営規程を作成してください。

なお、障害児相談支援事業所も運営する際には、運営規定を作成する必要がありますが、指定特定相談支援事業所の運営規程と1本化することは可能です。

指定特定相談支援事業運営規程（事業所名）

（事業の目的）

第1条 （法人名）が開設する（事業所名）（以下「事業所」という。）が行う障害者総合支援法（以下「法」という。）に基づく指定特定相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、利用者に対し、適正な相談支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業に当たっては、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 指定特定相談支援の実施に当たっては、常に当該利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業の運営に当たっては、区市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

4 指定特定相談支援は、利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。

5 事業所は、自らその提供する指定特定相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

6 事業の実施にあたっては、本条1項から第6項の他、「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準〔平成24年3月31日厚生労働省令第二十八号〕に定める内容を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 (事業所名)

所在地 (事業所所在地)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 相談支援専門員2名(常勤専従1名常勤兼務1名)

相談支援専門員は、基本相談支援に関する業務およびサービス等利用計画の作成に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日

営業時間 午前8時30分から午後5時00分

休日 土日曜日・祝日及び12月29日から1月3日

(指定特定相談支援の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

一 利用者からの日常生活全般の相談に関する業務

二 サービス等利用計画の作成に関する業務

2 法定代理受領を行わない指定特定相談支援を提供した際は、法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定したサービス等利用計画作成費の額の支払を受けるものとする。

3 第7条に定める通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定特定相談支援を行う場合には、それに要した交通費は、その実額を徴収する等、実費額を徴収することがある。

4 前2項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 第2項の費用の額に係る相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

杉並区

(事業の主たる対象者とする障害の種類)

第8条 事業所において指定特定相談支援を提供する主たる対象者は特定なしとする。

(虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、従業員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修採用後6か月以内

二 継続研修年1回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。